

(別表) (第5条関係)

種目	品目	対象者	限度額 (円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹2級以上の障害又は難病で日常的に起上がり、寝返りが困難な者	154,000	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹1級の障害又は難病で常時介護が必要な者	19,600	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹2級以上の障害又は難病で常時介護が必要な者	67,000	5年
	入浴担架	下肢若しくは体幹2級以上の障害又は難病で入浴時介護が必要な者	82,400	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹2級以上の障害又は難病で下着交換時等に介護が必要な者又は、日常的に寝返りが困難な者	15,000	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹2級以上の障害又は難病で、自力での移動（移乗）が不可能な者	159,000	4年
	訓練いす（児童のみ）	下肢又は体幹2級以上の障害で3歳以上の者	33,100	5年
	訓練用ベット	下肢若しくは体幹2級以上の障害で3歳以上の児童又はそれと同程度の障害を有する難病患者	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹の障害又は難病で介助が必要な	90,000	8年

	者		
便器	下肢若しくは体幹2級以上の障害者又は常時介護を要する難病患者	便器のみ 4,450 手すり付 5,400	8年
頭部保護帽 (スポンジ、革が主材料)	療育手帳Aを所持する者又はてんかん等で頻繁に転倒する者	15,200 (レディメイド 12,160)	3年
頭部保護帽 (スポンジ、革、プラスチックが主材料)		36,750 (レディメイド 29,400)	
T字状・棒状のつえ	歩行に困難を生じている者	木材 2,000 軽金属 3,000 (部分的夜光材付＋410、全面夜光材付＋1,200、外装にラッカー使用＋260)	3年
移動・移乗支援用具	平衡、下肢若しくは体幹の障害又は難病で家庭内移動に介護が必要な者	60,000	8年
特殊便器	上肢2級以上の障害者又はそれと同程度の障害を有する難病患者	151,200	8年
電磁調理器	視覚2級以上の障害で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者	41,000	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚2級以上の障害者	7,000	10年
緊急通報装置	身体障害2級以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者で市民税非課税世帯の者	貸与	

	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚2級以上の障害で聴 覚障害者のみの世帯の者	87,400	10年
	自動消火器	火災発生の感知及び非難 が著しく困難な難病患者 のみの世帯又はこれに準 ずる世帯	28,700	8年 1世帯に1台を限度
在宅医療等支 援具	透析液加温器	腎臓3級以上の障害で携 帯式腹膜灌流法による透 析療法を行う者	51,500	5年
	ネブライザー（吸入 器）	呼吸3級以上の障害者又 はそれと同程度の障害を 有する難病患者。ただし、 児童の場合は、学齢児以 上の者	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸3級以上の障害者又 はそれと同程度の障害を 有する難病患者。ただし、 児童の場合は、学齢児以 上の者	56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険の在宅酸素療法 利用者	17,000	10年
	盲人用体温計	視覚2級以上の障害で盲 人のみの世帯又はこれに 準ずる世帯の者	9,000	5年
	盲人用体重計	視覚2級以上の障害で盲 人のみの世帯又はこれに 準ずる世帯の者	18,000	5年
	動脈血中酸素飽和 度測定器（パルスオ キシメーター）	人工呼吸器の装着が必要 な難病患者	157,500	5年
情報・意思疎 通支援用具	携帯用会話補助装 置	音声機能又は言語障害等 発語に著しい障害がある	98,800	5年

	者（2級以上の障害者）		
情報・通信支援用具 （パソコンソフト 及び周辺機器）	視覚2級以上又は上肢2級 以上の障害者	80,000	6年
点字ディスプレイ	視覚2級以上の障害で支 援用具が必要と認められ る者	198,000	5年
点字器（両面） 真鍮 ^{ちゅう} 版製32マス18 行	視覚2級以上の障害者	10,400	7年
点字器（両面） プラスチック製32 マス18行		6,600	
点字器（片面） アルミニウム製32 マス12行		7,200	5年
点字器（片面） プラスチック製32 マス5行		1,650	
点字タイプライタ ー	視覚2級以上の障害で就 労しているか就労が見込 まれる者	63,100	5年
視覚障害者用ポー タブルレコーダー	視覚2級以上の障害者	89,800	6年
視覚障害者用活字 文書読上げ装置		115,000	6年
視覚障害者用拡大 読書器		198,000	8年
盲人用時計	視覚2級以上の障害者。た だし、音声時計は触覚障 害の者に限る。	解読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
聴覚障害者用通信	聴覚又は音声・発語に著	71,000	5年

	装置	しい障害（2級以上）を持つ世帯のみで構成され、緊急連絡の手段として必要が認められる者	88,900	6年
	聴覚障害者用情報受信装置	緊急連絡の手段として必要が認められる者		
	火災警報器（日本消防検定協会による鑑定に合格したものに限る）	飯山市重度要介護高齢者及び重度心身障害者（児）介護慰労金支給要綱（平成6年告示第42号）第2条第2号に該当する者。	4,000	8年
	人工喉頭（笛式）	喉頭摘出している者	5,000	4年
	人工喉頭（電気式）		70,100	5年
	人工鼻	喉頭摘出及び気管切開している者	23,760	月
	点字図書	情報の入手を点字によってしている者	実費差額分 年間上限 10,000	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具（ストマ用装具、洗腸用具）	ストマ造設者	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300	月
	紙おむつ等（紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な者	12,000	月
	収尿器（男性用普通型）	高度の排尿機能障害者	7,700	1年
	収尿器（男性用簡易型）		5,700	
	収尿器（女性用普通型）		8,500	
	収尿器（女性用簡易型）		5,900	
簡易日常生活用具	座位保持用椅子	身体障害者手帳2級以上	年間 45,000	—
	立位保持用机	又は療育手帳Aを所持する在宅の者であって、給	年間 30,000	—
	移動介助用椅子	る在宅の者であって、給		—

腰掛便器	付により日常生活の向上 に役立つと認められるもの	—
洋式便器		—
排便補助器		—
簡易集尿器		—
頭部保持器		—
歩行器		—
浴槽（移動用のもの に限る。）		—
食器固定装置		—
特殊食器		—
介助用被服類		—
簡易訓練用器具類		—
簡易自助用具類		—